

令和3年 北秋田市農業委員会 第11回総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月15日(月) 午後1時30分から午後2時20分

2. 開催場所 北秋田市役所本庁舎大会議室

3. 出席委員 (30名)

1番	若松 一幸	2番	長岐 正	3番	長崎 成人
4番	佐藤 政信	5番	成田 博幸	7番	武石 修一
8番	伊東 誠子	9番	三澤 敏行	10番	杉渕 光則
11番	佐藤 利子	12番	宮腰 文義	13番	齊藤 富美雄
15番	佐藤 邦久	16番	木村 正彦	18番	堀部 栄一
19番	金 俊英	20番	武田 響一	21番	近藤 裕太
22番	檜森 正	24番	佐藤 茂延	27番	鈴木 豊
28番	簾内 豊	29番	中嶋 力藏	30番	堀部 聡
31番	佐藤 篤史	32番	松橋 利彦	33番	三浦 和憲
34番	金田 悦子	36番	長岐 一志	37番	後藤 久美

4. 欠席委員 (6名)

6番	澤藤 匠	14番	佐藤 稔	17番	藤島 喜美男
23番	土濃塚 謙一郎	25番	伊藤 鶴一	26番	三沢 博隆

5. 欠員 (1名)

6. 議事日程

第 1	報告第 1号	会務報告
第 2	報告第 2号	農地法第18条第6項の規定による届出について
第 3	議案第43号	農地法第3条の規定による許可申請について
第 4	議案第44号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
第 5	議案第45号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 出席した事務局職員

局長 福田 公人 主査 片岡 透 主査 佐藤 裕和

8. 議事録署名委員

33番 三浦 和憲 2番 長岐 正

9. 会議の概要

事務局	<p>これより令和3年北秋田市農業委員会第11回総会を開会いたします。 まず始めに、出席状況についてご報告いたします。委員総数36名中、欠席届は、6番澤藤匠委員、14番佐藤稔委員、17番藤島喜美男委員、23番土濃塚謙一郎、25番伊藤鶴一委員、26番三沢博隆委員の6名から出されております。36名中、30名の出席であり、定足数に達しておりますので、総会成立となります。 総会の議事進行は会長にお願いいたします。</p>
会 長	<p>会長あいさつ（ 省略 ）</p>
会 長	<p>これより令和3年北秋田市農業委員会第11回総会を開会いたします。 まず始めに、議事録署名者の指名であります。恒例によりまして当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>（ 異議なしの声 ）</p>
会 長	<p>異議なしと認め当職より指名をいたします。議席番号33番三浦和憲委員、同じく2番長岐正委員にお願いいたします。それでは、報告第1号「会務報告」を事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>議案書2ページをお開きください。</p> <p>（ 議案書 会務報告を基に説明 ）</p>
会 長	<p>会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。</p>
会 長	<p>次に報告第2号「農地法第18条第6項の規定による届出について」事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書3ページをお開きください。 報告第2号農地法第18条第6項の規定による届出について。 農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。 令和3年11月15日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。</p> <p>（ 議案書 受付番号1番を朗読 ） これを含み、5ページの受付番号7番までの7件、合計面積21,112平方メートルとなります。 以上、よろしくお願いたします。</p>

会 長 報告第2号につきまして事務局より説明が終わりました。何かご質問、ご意見等
ございませんか。

(なしの声)

会 長 質問が無いようですので、次に進みます。次に、議案第43号「農地法第3条の規
定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書6ページをお開きください。
議案第43号農地法第3条の規定による許可申請について。
農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和3年11月15日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(議案書 受付番号1番を朗読)

これを含み、7ページの受付番号5番までの5件、合計面積11,158平方メートル
となります。この件につきましては、別添資料1の調査書にあるとおり、農地法第
3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを確認
しております。
以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

会 長 事務局より説明が終わりましたが、現地調査を行なって頂いた委員からも説明を
願いたいと思います。
受付番号1番から3番までは、議席番号29番の中嶋委員から、4番と5番について
は、議席番号27番の鈴木委員から説明をお願いいたします。

29番 29番の中嶋です。私から受付番号1番から3番を報告させていただきます。
調査日は11月8日、調査員は22番檜森委員、27番鈴木委員、28番簾内委員、と私、
事務局から片岡主査、佐藤主査の計6名で行いました。
まず、受付番号の1番ですが資料の方は8ページから10ページになります。
9ページを見てください。場所は6月総会でもありましたが、今泉集落の南西に広
がる一団の農地の一角で、今泉地区の基盤整備事業の対象地でありました。事業採
択前に譲受人の所有地として整理するための申請という事でしたので、特に問題は
ないと見てきました。
次に、受付番号の2番ですが資料の方は11ページから13ページになります。
12ページを見てください。場所は小森集落から500m程北へ進んだところ
です。今年作付けがされた形跡が見られましたので特に問題はないと見てきました。
続いて、受付番号の3番ですが、資料の方は14ページから16ページになります。15
ページを見てください。場所は小森集落の東側のところになります。
自宅の隣の農地を譲り受けるとのことで、こちらも特に問題ないと見てきました。
ご審議の程よろしく申し上げます。

会 長 次に議席番号27番の鈴木委員から説明をお願いいたします。

27番 27番の鈴木です。私から受付番号4番と5番を報告させていただきます。
調査日と調査員は先程、中嶋委員が報告したものと同様です。
まず、受付番号の4番ですが資料の方は17ページから19ページになります。
18ページを見てください。場所は米内沢のあゆっこから南東300mほどの所です。
今年作付けがされた形跡が見られましたので特に問題はないと見てきました。
続いて、受付番号の5番ですが、資料の方は20ページから24ページになります。21
ページを見てください。場所は本城集落の周辺になります。
譲渡人が県外に引っ越す予定ということで、親族である譲受人にすべての土地の管
理をお願いするということでした。こちらも特に問題はないと見てきました。以上
です。
ご審議の程よろしく申し上げます。

会 長 議案第43号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明をし
ていただきました。これより質疑に入ります。議案第43号中、受付番号1番を除い
て審議に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

会 長 質問が無いようですので、質問を打ち切り採決いたします。議案第43号中、受付
番号2番から5番まで、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長 異議なしと認め決定いたします。次に、同じく議案第43号中、受付番号1番に
ついては、議席番号20番武田委員との関連がありますので、武田委員の退席を求
めます。暫時休憩いたします。

(20番 武田委員 退席)

会 長 休憩以前に引き続き会議を再開いたします。議案第43号中、受付番号1番につ
いて質疑に入ります。ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

会 長 質問がないようですので、質問を打ち切り採決いたします。議案第43号中、受
付番号1番については、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長 異議なしと認め決定いたします。暫時休憩といたします。

(20番 武田委員 着席)

会 長 休憩以前に引き続き、会議を再開いたします。次に議案第44号「農地法第5条の
規定による許可申請に対する意見について」を議題とし、事務局の説明を求めま
す。

事務局 議案書25ページをお開きください。
議案第44号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。
農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。
令和3年11月15日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(議案書 受付番号1番を朗読)

事務局 農地種別は、申請地の周辺に10ヘクタール以上の農地の集団はなく、第3種農地にも該当しないことから第2種農地と判断されます。
なお、農地転用の不許可の例外の該当事項は「農地法施行規則第33条第4号」に「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という条文がございます。本申請は事業に使用する車の駐車場かつ集落に接続しておりますので、この規定に該当すると考えております。
以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

会 長 議案第44号につきまして事務局より説明が終わりましたが、現地調査を行なって頂いた委員からも説明を願いたいと思います。この件に関しましては、議席番号22番の檜森委員からお願いいたします。

22番 22番の檜森です。私から受付番号1番を報告させていただきます。
調査日と調査員は先程、中嶋委員が報告したものと同様ですが、譲渡人と譲受人の両名が立会してくれました。
資料の方は26ページから29ページになります。
27ページを見てください。場所は県北自動車学校から70mほど北へ進んだところでした。事業に使用しているトラック等の駐車場が新たに必要になったとのことでした。境界等も確認でき周りに農地もないことから特に問題はないと見てきました。
以上です。

会 長 議案第44号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明をしていただきました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

会 長 無ければ、質問を打ち切り採決いたします。議案第44号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長 異議なしと認め決定いたします。次に、議案第45号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書30ページをお開きください。
議案第45号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。
令和3年11月15日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(議案書 利用権設定の受付番号1番を朗読)

事務局 これを含み、31ページの受付番号2番までの2件、合計面積52,787平方メートルとなります。
続いて32ページの一括方式の受付番号1番であります。

(議案書 一括方式の受付番号1番を朗読)

事務局 これを含み、38ページの受付番号11番までの11件、合計面積106,428平方メートルとなります。なお、ただいま説明いたしました計画承認要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

会 長 議案第45号につきまして、事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

1 番 1番の若松です。
一括方式の1番・2番については使用貸借とありますが、使用貸借で間違いありませんでしょうか。

事務局 使用貸借で申請されました。

1 番 はい。分かりました。

会 長 その他ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

会 長 無ければ、質問を打ち切り採決いたします。議案第45号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長 異議なしと認め決定いたします。提出議案はすべて終了いたしました。
以上を持ちまして11月の定例総会を終わります。